

令和6年度大阪府宿泊施設等の環境整備促進事業補助金 FAQ（交付申請から交付決定前）

No.	カテゴリー	対象施設	質問	回答
1	補助対象者 補助対象施設	共通	大阪府内で複数の宿泊施設（又は民泊施設）を経営している。施設ごとに補助金を貰えるのか？	補助対象となる施設は、 1事業者につき1施設 までです。
2	補助対象者 補助対象施設	共通	補助金の交付対象者は、「宿泊施設の営業許可、特区民泊施設の特定認定又は新法民泊施設の届出番号の通知を受けている個人又は団体で、補助対象事業の経費を自らの費用負担で実施する者」（交付要綱第3条）とあるが、運営を委託しており、補助対象事業は委託業務の中で実施している。その場合、申請可能か？	営業許可、特定認定又は届出番号の通知を受けた方が補助対象者となり、補助対象者自身の経費で補助事業を行っていただく必要があります。 委託事業者が経費を負担して補助事業を行った場合、補助対象者と運営の受託事業者との関係を表す書類（運営委託業務契約書等）のほか、委託費等の中から補助事業の精算にあたる部分の経費明細（補助対象者が受託事業者に、補助事業の経費として支出したことが確認できる書類）等を実績報告書類に加えて提出いただくことになります。
3	補助事業 <対象の可否>	共通	「（3）その他、知事が認める受入対応の強化のために必要と認める事業」とはどのような事業か？	補助対象事業として列挙している各事業の目的を他の手段により同等の目的を達成し得る事業については補助対象となる可能性があります。 なお、ご申請いただいた場合、補助対象かどうかの判断にお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。
4	補助事業 <対象の可否>	共通	生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムには、何か性能等の基準があるか？	宿泊者自身の操作により、事前の登録による顔認証や指紋認証、スマートフォンのアプリケーションを用いて、客室に入ることが可能なものが対象です。玄関帳場やフロントを介さずに入室できることが必要です。
5	補助事業 <対象の可否>	宿泊施設	対象となるセルフチェックイン・チェックアウト機、自動精算機には何か性能等の基準があるか？	宿泊者自身の操作によりセルフチェックイン・チェックアウトが可能なものが対象です。ただし、玄関帳場やフロントの代替設備として導入する場合は、各法令に基づき、宿泊者の確認を適切に行うことができるよう設置されていることが必要です。詳細は、施設所在地を管轄する各法令所管部局へお問い合わせください。
6	補助事業 <対象の可否>	宿泊施設	市販のタブレット端末を購入してアプリをインストールして利用予定だが、対象になるか？	市販のタブレット端末等の 多用途への転用・販売が容易な備品については対象外 になります。また、アプリ等のシステムについては、初期費用のみが対象になり、月額費用や維持管理費用は対象外になります。
7	補助事業 <対象の可否>	宿泊施設	一般家庭用の清掃ロボットを購入予定だが、対象になるか？	一般家庭用の清掃ロボット等、 施設外での使用が容易な備品については対象外 になります。
8	補助事業 <対象の可否>	宿泊施設・ 特区民泊施設	Wi-Fi整備について、現在整備しているWi-Fi設備が古くなっており、付け替えたいが対象になるか？	現在整備されているWi-Fi設備から、新たに整備されるWi-Fi設備により機能が向上・改善される場合に限り、対象となります。 なお、機能向上・改善については 比較が可能な書類 をご準備ください。
9	補助事業 <対象の可否>	特区民泊施設	「消防設備の整備」として、消火器の購入等は補助の対象になるか？	公募要領に記載のとおり、消防設備整備における補助対象は「自動火災報知設備」、「誘導灯」及び「スプリンクラー設備」のみが対象となり、 消火器は対象外 です。
10	補助事業 <対象の可否>	特区民泊施設	建物の一室で特定認定を受けて民泊を開業する予定である。消防法令適合通知を取得するためには、消防設備を建物全体に設置しなければならないが、「消防設備の整備」として、すべて補助の対象になるか？	「消防設備の整備」については、消防法令適合通知の取得のためであっても、特定認定を取得する予定の部屋のみが対象となり、特定認定の範囲外である部分及び建物の共用部分は、 対象外 です。
11	補助事業 <実施期間>	共通	補助事業はいつからいつまでに行えばよいか？	補助事業の着手については、交付決定通知を受け取られた後に行ってください。交付決定の前に着手（契約・発注）した補助事業については、補助金の対象となりません。 また、 補助事業は年度内（令和7年3月末日まで）に完了（納品・支払い）する必要があります。 年度内に完了できない場合は、申請を取り下げてくださいになりますので留意ください。
12	補助事業 <認定予定事業者・届出予定事業者>	特区民泊施設・ 新法民泊施設	特定認定又は届出番号の通知を交付決定の日の属する年度内に受けられない場合はどうなるか？	交付申請時に提出いただく、補助金の交付要件に関する申立書（様式第1号の6）に記載のとおり、特定認定又は届出番号の通知を交付決定の日の属する年度内（令和7年3月31日まで）に受けられない場合は、 補助金の交付申請を取り下げさせていただきます。

令和6年度大阪府宿泊施設等の環境整備促進事業補助金 FAQ（交付申請から交付決定前）

No.	カテゴリー	対象施設	質問	回答
13	補助対象経費	共通	補助対象経費には、消費税を含んでよいか？	消費税は対象外になります。 なお、提出書類（見積書、発注書等）に消費税が含まれていることは問題ありません。消費税額の記載がない場合、原則として税率10%として審査します。
14	補助対象経費	共通	人件費は対象外とあるが、施工業者等の出張費等も対象外か？	補助事業を行うにあたって必要となる、宿泊事業者の従業員以外の交通費、宿泊費等は対象経費になります。
15	補助対象経費	共通	送料は対象になるか？	配送業者等の第三者を用いて備品の配送を行う送料については対象外です。 販売業者等が直接備品の配送を行う、運搬費等であれば対象になります。
16	補助率 補助上限額	共通	補助率は1/2以内とあるが、端数はどうすれば良いか？	補助金の交付は千円単位となります。 千円未満の端数は切り捨てとしてください。
17	補助率 補助上限額	宿泊施設	「災害時における旅行者の受入れ等に関する、知事が認める協定を大阪府又は補助対象施設が所在する市町村と締結している宿泊施設は、補助対象経費の2/3以内」と記載があるが、これはどういった場合に適用されるのか？	大地震などの自然災害が発生した際に、移動が困難となった外国人を含む旅行者に対する一時滞在スペースの提供に協力いただける「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」を宿泊施設と締結しています。宿泊施設等が所在する各市町村との間においても、同様に外国人を含む旅行者に対する一時滞在スペースの提供に関する協定を締結されている宿泊施設等については、補助率を引き上げます。 外国人旅行者の安全確保事業
18	交付申請	共通	補助金の申請にあたって、定められた様式（様式第1号等）以外に必要な書類は何か？	様式第1号等以外に必要な書類は以下のとおりです。 ・宿泊施設の場合は営業許可書、特区民泊施設の場合は特定認定書、新法民泊施設の場合は届出番号の通知が分かる資料（これから民泊事業を行う認定予定事業者又は届出予定事業者については様式第1号の6） ・見積書（2社以上で比較見積もりを行ってください。） ・仕様書（備品等がある場合は仕様書やカタログ等、ホームページやパンフレット等の場合は掲載項目や完成予想図が分かる書類等） ・図面（備品の設置予定箇所を図面中に図示してください。）（ホームページやパンフレット等の作成の場合は不要） ・施工予定場所の写真（ホームページやパンフレット等の作成の場合は不要） ※その他、必要に応じて追加書類をご提出いただく場合があります。
19	交付申請	共通	見積書について、補助金申請のために所定の様式等はあるか？	見積書について、定まった様式はありません。ただし、以下の点にご留意いただき、見積書の作成を依頼してください。 ・見積書発行業者の名称、住所（発行業者の場合は不要）、連絡先、社判（又は担当者印） ・備品について、型番の記載や数量が「1式」ではなく「1台」や「1個」のように明確になっているか ・ホームページ等の作成の場合は、「ホームページ作成費 1式」ではなく、「デザイン費」や「要件定義費」のように費用の内訳が示されているか ・「諸経費」では対象経費か判断ができないため、諸経費においても内訳が示されているか ※比較見積もりにおいて、同一の内容で比較されているか確認のため、 費用の項目をそろえていただくようお願いいたします。
20	交付申請	共通	様式第1号交付申請書の「補助事業の実施期間」と様式第1号の3事業計画書（2）の「補助対象事業の実施予定期間」にはそれぞれ何の日付を記載すればよいのか？	開始日については、発注又は契約等の事業に着手される予定日を、終了日については、販売業者との納品及び支払い等の全てが完了する予定日を記載してください。 終了日については、実際の事業の完了が伸びてしまった場合は、別途遅延報告書（様式第5号）を提出いただく必要があるため、余裕をもった日付を記載してください。

令和6年度大阪府宿泊施設等の環境整備促進事業補助金 FAQ（交付申請から交付決定前）

No.	カテゴリー	対象施設	質問	回答
21	交付申請	共通	既に導入している社内システムとの関係上、見積もりが1社からしか徴取できないが、それでも申請は可能か？	補助金交付額の積算にあたっては、比較見積もりを行い、安価の金額を基に計算するため、 見積書の提出が1社のみでは申請ができません。 システム以外の機器本体等、比較が可能な費用においてのみ補助金の申請は可能です。
22	その他	共通	申請をすれば必ず補助金が交付されるのか？	申請期間内に提出された申請書類により補助要件を満たす申請については、交付決定を行います。申請内容の不備により、補助対象者等の要件を満たすことが確認できなかった場合は、交付決定をしない（申請の取下げを依頼する又は不交付決定通知を行う）こともあります。
23	その他	共通	申請から交付決定までにどれくらい期間がかかるのか？	申請書類の不備が解消されてから、概ね2週間程度で交付決定を行います。